

行政不服審査法第 17 条に規定する審理員となるべき者（審理員候補者）の名簿

審査請求に係る処分又は不作為 に係る事務を所掌する部局 （審査庁の事務を所掌する部局）	審理員となるべき者
総合企画部	部内の課長補佐の職にある者
総務部	部内の課長補佐及び専門企画員の職にある者
危機管理部	部内の課長補佐の職にある者
健康政策部	部内の課長補佐及び室長の職にある者
子ども・福祉政策部	部内の課長補佐及び室長の職にある者
文化生活部	部内の課長補佐の職にある者
産業振興推進部	部内の課長補佐及び室長の職にある者
商工労働部	部内の課長補佐及び室長の職にある者
観光振興スポーツ部	部内の課長補佐の職にある者
農業振興部	部内の課長補佐の職にある者
林業振興・環境部	部内の課長補佐の職にある者
水産振興部	部内の課長補佐の職にある者
土木部	部内の課長補佐の職にある者
会計管理局	局内の課長補佐の職にある者
公営企業局	局内の課長補佐の職にある者